

NSCA ジャパン SIG ガイドライン

規定

The Special Interest Groups (SIG) は、『研究に裏付けられたストレングス&コンディショニングに関する知識を普及させ、子どもから高齢者にいたるすべての人々の健康増進と、アスリートの競技力向上および傷害予防を支援します』という NSCA ジャパンのミッションに沿った会員の活動を無報酬で支援するため、会員同士で広く情報を共有することを通じて、各々の資質の向上を目指すグループである。SIG のメンバーは専らストレングス&コンディショニングの分野において、本分野および NSCA ジャパンの発展に自発的に寄与する一方で、個人の利益や主義主張を伝えることを目的として活動するものではない。また、SIG は、NSCA ジャパンの方針決定に自ら携わることはなく、会の運営上のいかなる権限を有することはない。

目的および有益性

- ◆本分野内のネットワークを広げ、広く情報交換・共有を行うことができる
- ◆各 SIG が定める、S&C に関する特定のトピックスについて、検討し広く討論する場を提供する
- ◆S&C および NSCA ジャパンの発展に自ら貢献することができる
- ◆次世代の人材育成に携わることができる

申請方法および認可

SIG 発足にあたっては、SIG 発足希望の旨を NSCA ジャパン事務局（教育・研究担当）宛に、メールにて連絡をする (educa@nsca-japan.or.jp)。その後事務局より送付される『SIG 申請書類』一式を作成し、これを事務局宛にメールにて提出する。提出された申請書は、理事会によって、本ガイドラインと照らし合わせることで、メンバーの適正、目的の普遍性および明確性など総合的に審査され、発足の可否が決定する。審査結果については、事務局より申請者へ通達する。

区分

発足可能な SIG の区分は以下の通りである。

- ◆各種競技種目
- ◆各種トレーニング手法
- ◆対象者別のトレーニング指導（例：高齢者、子ども、女性）

※ただし、なんらかの商標登録を含むものや、特定の企業、団体等の利益または広告宣伝などが含まれるものに関しては、認可対象外となる。

SIG 運営委員の構成

原則として NSCA 会員、もしくは NSCA ジャパン理事会の推薦を得た者が、SIG 運営委員（代表および代表補佐：以下参照）として SIG の運営を主導で行う。これにあたって、委員は一個人の意見に偏ることなく、ミーティング（下記参照）出席者をはじめとした様々な意見を採用し議論を展開させることで、より有益な活動を行うものとする。なお発足認可後、委員を変更する場合は、理事会の許可を必要とする。

1) 代表：1名

ー対象区分に深く精通し、また人物として相応しい者を充てる。

2) 代表補佐：2名ないし含める競技種目等項目に対し各1名

※各 SIG の活動は、事務局がこれを補佐する。

活動

- ・カンファレンス/総会時、またはオンライン上にて SIG ミーティングを開くことができる。
 - ーミーティングにあたっては、『SIG ミーティング概要申請書』を作成し、事前に事務局へ提出する。提出された申請書に関しては、必要に応じて内容の修正を求める場合がある。
 - ーミーティング場所は、原則として NSCA ジャパンが用意する。
 - ーミーティングの告知は、カンファレンスの休憩時間等または web サイト等で行う。SIG Facebook（下記参照）においても告知することを可能とする。
 - ーミーティング当日は、SIG 運営委員 1 名以上の出席を義務付ける。
 - ーSIG 運営委員は、ミーティング内容を理事会（web 会議ないしスケジュール会議内）に報告する。
 - ーSIG の代表は、SIG Facebook にてミーティングの内容を公表する。
 - ーSIG 運営委員に対して、協会としてミーティング会場は提供するが、交通費を含め報酬は一切支給しないものとする。
- ・ミーティング参加、SIG Facebook 投稿を含む SIG 活動には会員、非会員問わず参加可能とする。ただし非会員においては、代表、代表補佐、事務局が参加を認めた S&C コーチ、トレーナー、コーチ、選手、研究者等 SIG トピックにかかわる活動をしている者または今後活動予定の者に限定する。
- ・SIG Facebook の管理は NSCA ジャパン事務局が行い、運用は SIG 運営委員に一任する。

禁止行為

- ・個人情報保護の観点から、SIG 独自で、メーリングリストなどを作成、保管、共有、および公開することはできないものとする。
- ・SIG の運営に伴い知り得た個人情報は、SIG の事務処理に関する手続きに使用するものとし、関係法令により認められた場合を除き、本人の同意なしに、第三者に提供することはできないものとする。
- ・また、その他の個人情報に関する規定については、法令及び条例並びに NSCA 本体の個人情報保護規定に従うものとする。
- ・SIG に関わる全ての活動において、政治、宗教、または反社会的勢力に関わり、さらには営利活動を目的とするような行為は断固として禁止とする。

解散

SIG の解散については、運営委員全員の意向により、SIG 担当委員を通して、理事会に書面にて解散の申請をし、理事会での審査の上、承認後解散となる。また、活動するなかで、本ガイドラインから著しく逸脱した活動を行っていることが認められた場合、または特定の期間（1年）において活動の実態が認められない場合には、理事会の決定により解散とする場合がある。